2

前項の規定により職員を降格させる場合には、

当該職員の人事評価の結果又は勤務成績

平 成二十 八年

号 五

三月三十一日 (木曜

3

次

目

病院局管理規程

病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成二十八年三月三十一日

大分県病院局長 田 代

英

哉

大分県病院局管理規程第八号

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の給与に関する規程 (平成十八年大分県病院局管理規程第十三号) の —

部を次のように改正する

度の職務で病院局長が定めるものは、 (別表第四) に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、 第三条第三項中 「標準的な」を削り、 それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改め 「別表第四のとおりとする」を「級別基準職務表 困難及び責任の度が同程

第七条に次の一項を加える。

5 第八条を次のように改める。 れる号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわら 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、 病院局長の定めるところにより、 その者の号給を決定することができる。 第三項の規定により決定さ

第八条 職員を降格させる場合には、 務の級に決定するものとする。 その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職

日) れている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。 を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類さ

職員から書面による同意を得た場合には、 第一項の規定により当該職員を降格させるこ

とができる。

第八条の次に次の一条を加える

(降格の場合の号給)

第八条の二 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、 に定める。 定することができる。この場合において、号給の決定に関し必要な事項は、病院局長が別 県職員等の例によりこれを決

2 のとして取り扱うものとする。 る前項の規定の適用については、 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおけ それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたも

3 けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。 定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受 には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ病院局長の承認を得て、 前二項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合 その者の号給を決

第九条第一項中「昇給の日(以下「昇給日」という。)前」 の下に「において病院局長が

同項に後段として次のように加える

定める日以前」を加え、

員法第二十九条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして病院局 長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。 この場合において、 同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務

段の規定の適用を受けない」に改め、同条第三項中「同項」を「同項前段」 第九条第二項中「前項に」を「前項前段に」に、 を「良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。 「勤務した」を「勤務し、 に、 かつ、 「良好であ 同項後

第九条の次に次の一条を加える。

(昇給日及び評価終了日)

第九条の二 前条第一項に規定する昇給日は、 病院局長が定める日は、 昇給日前 一年間における九月三十日 毎年一月一日とし、 (以下「評価終了日」とい 昇給日前における同項の

2 ができる。 前項の規定にかかわらず、第十二条に定めるものの昇給日は、 県職員等の例によること

う。)とする。

平成二十八年三月三十 日

大分県報号外 (病院局管理規程

改め、 当する数」の下に「(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者 又は当該号給を決定された者にあっては、 条第七項中「第四項又は第五項」を「第七項から第九項まで」に、 「又は当該号給」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「昇給号給数表」の下に 前 「第七項から第九項まで」に改め、 「(次項において「昇給号給数表」という。)」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次 「項」に改め、 「同日後に」を削り、 項 「職員の勤務成績」 同項を同条第十項とし、 「前項」を「前二項」に、 同項を同条第十一項とし、 を「人事評価が行われた職員の勤務成績」に改め、 病院局長の定める数)」を加え、「又は号給」を 同条第五項中「に新たに」を「に、新たに」に 「同項」を「これら」に改め、 同条第六項中「前二項」 「第四項及び第五項」 相 を を 同

る場合は、この限りでない。 の者の昇給について、当該号給数とすることが不適当であると認められる特別の事情があめ者の昇給について、当該号給数表のC欄に定める号給数以下の号給数とする。ただし、そとの均衡を考慮して昇給号給数表のC欄に定める号給数は、前項の規定にかかわらず、他の職員8 前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、他の職員

に次の一項を加える。

第十条中第三項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

別に定める号給数を超えてはならないものとする。により当該昇給区分に決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定員等を考慮して、は、病院局長が定める。この場合において、一の昇給日において第一項又は第三項の規定は、病院局長が定める。この場合において、一の昇給日において第一項又は第三項の規定は、前各項の規定により、A又はBの昇給区分に決定する職員の数の職員総数に占める割合

項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。前」を「評価終了日以前」に、「昇給日の前日」を「評価終了日」に改め、同項を同条第四前」を「評価終了日」に改め、同項第一号中「昇給日第十条第二項各号列記以外の部分中「前項」を「前三項」に改め、同項第一号中「昇給日

- のとする。
 和らず、病院局長の定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする、病院局長の定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。

第十二条を次のように改める。

(降号)

高職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とすした日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属す十四号)第四条第二項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号第十二条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第五

を「百分の七十五」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に改める。の百五十」を「百分の百六十」に、「百分の百九十」を「百分の二百」に、「百分の七十」の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第二項中「百分第五十条第一項中「職員に対し、」の下に「その者の基準日以前における直近の人事評価

別表第四を次のように改める。

別表第四(第三条関係) 級別基準職務表

1 病院行政職給料表級別基準職務表

2 病院医療職給料表 ()級別基準職務表

二級	一級	職務の級
主任医師の職務	医師又は歯科医師の職務	基準となる職務

平成一
一十八年
三月三
干一日

4

病院医療職給料表巨級別基準職務表

職

務 の 級

基

準

と

な

る

職

務

における九月三十日(以下「評価)	日前一年間におけるも	困難な業務を処理する技術部長等の職務	七級
程(以下「改正後の規程」に月一日に行われる第九条第	!よる改正後の規程 平成二十九年 月	技術部長又は薬剤部長(以下「技術部長等」という。)の職務	六級
平成二十九年一月一日に行われる昇給に関すての規程は、平成二十八年四月一日から施行期日) にひめる 関ロリーエリー にひめる	M	3 特に困難な業務を行う主任栄養士等の職務 1 学療法士、専門作業療法士又は専門薬剤師の職務 1 1 副部長の職務 1	五級
に対かる。 上」を「六以上」に、「五2 上」を「六以上」に、「五2 上」を「六以上」に、「五2	八中「八以 級	2 困難な業務を行う主任の職務 別 日 困難な業務を行う主任栄養士等の職務	級
高度の技能又は経験を必	級 級	務解(以下「主任栄養士等」とい	三
相当の技能又は経験を必定性的な業務を行う職務	二 -	生検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法	
職給料表級別基準職務表	職務の級病院技能労務	2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う栄養士等の職務 1 技師の職務 5	級
副院長、看護部長、統括	六級	其名 第29 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	ř
2 困難な業務を行う主任 看護師長又は副看護師	五級	ҳは乍業寮去士(以下「栄養士蛭株技師、臨床検査技師、衛生検オー――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
2 主任の職務	級	基準となる職務	職務の級
1 主任看護師及び主任助困難な業務を行う看護師	三級	2 病院の診療科の困難な業務を行う主任部長又は部長の職務	級
助産師又は看護師(以下	級	院	
准看護師の職務	級	病院の診療科の部長、副部長、所長、副所長又は副室長の職務	三級

3		2	1		を														
は、前は、	日前一年間	平成二十九年	(平成二十:	期	ー 四 り 上 五	別夫	五	四	111	=		職務	5 病院は	六	五	四	三		_
なお従前の例項に規定する	-間における		九は、		D 下	一八八以	級	級	級	級	級	の 級	病院技能労務職	級	級	級	級	級	級
なお従前の例による。この場合において、この規程による改正前の規程第十条第二項項に規定する昇給に関する勤務成績の証明並びに昇給区分及び昇給の号給数について平成二十八年一月一日から同年九月三十日までの期間」とする。	2る九月三十日(以下「評価終了日」という。)」とあるのは、「期間程(以下「改正後の規程」という。)第九条の二第一項中「日は、昇給	一日に行われ	一月一日こうわれる昇洽こ関する蚤過昔置)平成二十八年四月一日から施行する。		は改める。	(上) を「六以上」に、「五以上七以下」を「五」に、「四以上七以下」	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	相当高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	定型的な業務を行う職務	基準となる職務	職給料表級別基準職務表	副院長、看護部長、統括副部長又は副部長の職務	2 困難な業務を行う主任看護師等の職務1 看護師長又は副看護師長の職務	2 主任の職務 の職務 「主任看護師及び主任助産師(以下「主任看護師等」という。)	困難な業務を行う看護師等の職務	助産師又は看護師(以下「看護師等」という。)の職務	准看護師の職務